

大僧正天海

五五四

を集めて、之を大黒山の廟前に供へ給ふ。偏に身後の法光なりかし。

未顯眞實

御製明正天皇

遂ふはたゞよそぢあまりの秋くれて落葉にたかき山の端の月

入於深山

梶井宮盛胤親王

山ふかくいりし心をおもへたゞまことのみちは淺からめやは

諸法實相

近衛右大臣基潤

みな人のまよふやうつゝ見しやゆめいづれ眞の相なるらん

一大事

青蓮院宮尊澄親王

いまぞ知る法の車よみなひとのひとつ道にもいづるをしへを

淨佛國土

中川佐渡守恆久

いざ清くすめるほとけの國民をなべてをしへの道はひろしな

現世安穩

中御門大納言資熙

従具入於冥

柳原宰相資廉

なほぞ憂き心いたらぬ人の身のをしへも迷ふたねとなるなり

大僧正公海

心尙懷憂苦

大僧正公海

なほぞ憂き心いたらぬ人の身のをしへも迷ふたねとなるなり

大僧正公海

従具入於冥

大僧正公海

あま雲のよそにや見つるくらきよりくらきこゝろに有明の月

大僧正公海

不覺内衣裏

大僧正公海

かけしこの玉やうれしきおろかなる心をかへす法のころもに

大僧正公海

我願既滿

大僧正公海

浦舟にのりえてしより諸人のねがひもみつのとまりなるらし

大僧正公海

寂寢无人聲

大僧正公海

とふ人もあらでさびしきやまかげにたえず音する峰のまつ風

大僧正公海

皆往虛空

大僧正公海

雲ならぬ身をおほぞらにやどすかなおもひはからぬ神の力に

大僧正公海

大僧正天海

五五六

以下十六首あれど、茲に省きぬ。是を年回獻詠の嚆矢として、爾來二百七十餘年の二百五十回忌に及べり。猶幾百年の遐代にや永續すらん。記して後人の考照に供ふ。日光輪王寺什寶

(大正五年五月十九日校了)

大僧正天海大尾

考異

化を遷して尙ほ未だ三百年ならざるに、早く已に在世の紀傳を泯滅したるもの、大僧正天海の如きは罕なるべし。其盛名は長へに竹帛に垂れて、後昆の爲に瞻仰せられ、訛つては黒衣宰相の權威をさへ兜はるゝに至り、其勝業は遍く法界に流へて、末徒の爲に明燈と仰がれ、拜しては台教中興の祖師と崇め祀らる。聲譽德澤二つながら赫如として遐代に遺り、芳躅靈蹟炳焉として不朽に存するに關せず、一たび紀傳の真相を搜らんと欲すれば、則ち杳として之を繹ぬるに由なし。蓋史上の奇蹟也。

世間流布の天海傳にして、余の知る所、凡そ四あり。曰く東叡開山慈眼大師傳記二卷。こは慶安三年秋八月、即ち天海滅後七年の撰述にして、花園妙心寺前住、東源慧等禪師の筆に成る。

右慈眼大師傳記者、大神足公海乃至晃海、豪倪等居常所睇仰、加焉、滿山台徒、口是

碑也、于時晃海、豪倪二老宿、命現龍院主謹泰、筆之草書、且復使野衲俱共考寫、野衲者是他流也、何敢入此席乎、雖然、先是、有以來入大師室、大蒙淑惠、粵竊見道貌之有雄毅、此故不疑師臨終、信靈驗等之事、仍筆之了矣。

いへるが如く、東源は濟門の禪師、素より海門の台徒ならざれども、寛永己巳、天海の爲に流謫を赦され、深く之を德として私淑する所ありしが故に、選ばれて紀傳の任には膺りたる也。仍て本傳を修めて、東源記と云ふ。
曰く、武州東叡開山慈眼大師傳二卷、こは東叡山現龍院主、謹泰僧正の撰なり。其跋に書して、曰く、

上足等、遣野衲隨聞記之、野衲師亮講、大師法友也、謹常歎大師之才德、言猶在耳、且復問之古老、略記之、唯所患看書不多、作文不敏、不充上足等意、誹謗難免矣、萬治二年己亥十月二日武陽東叡山沙門謹泰記、

と。乃ち知る、天海滅後十五年、東源記に後るゝ八年にして、此書始めて成れることを。然れども、東源記も固と謹泰の草書に由つて、傳を立てたりといへ

る如く、其内容は些の異同もなく、唯だ一は精に失し、一は簡に過ぐる文章上、の差あるのみ。本傳も亦修めて謹泰記といひ、元祿二年十月、慈海僧正之を喜多院の慈眼堂に納めたるより、又仙波傳ともいへり。

曰く、東叡開山慈眼大師縁起二卷。こは大師十大弟子の一人、本實成院僧正胤海の著はす所、元三大師縁起と併せて、世に兩大師縁起と稱し、住吉具慶の彩畫を加へたる繪巻たり。原本は東叡山慈眼堂の什藏、門外不出の秘寶なれども、延寶八年秋八月、開版汎行したるを以て、最も多く世に知らる。胤海僧正自ら記して曰く、

余嘗自幼侍師之座下、而無日不相追隨、恰如形影之相從、然故其舊勳積德、取所識之者、而作其傳、癸亥已前之事跡者、父宗伯所悉識之者也、仍詳誌之、垂不朽、世言先師之異行者、往々有異于與實者、只以此記、可爲證而已と。胤海は、施藥院宗伯が一子にして、幼より天海の室に入り、多年常侍隨逐の直弟たり。父宗伯も慶長戊申以來、天海と交はりて最も親善也。されば、か

く抱負あり、かく自信ある所以にぞあらん。此縁起も亦前二記に對して、修めて胤海記といへり。

曰く、慈眼大師行狀。こば耳に其名を聞くこと久しうして、目未だ其書を觀ること能はざれば、姑く之れを省く。

以上三傳三記は、悉く天海親侍近の高僧の手に成り、後世の立傳と其選を殊にせるは、固より論を俟たず。凌雲院大僧正義嚴、此三記に基きて、慈眼大師年譜を編纂し、大に紀實の討尋に力めたるが、惜むべし、卷之六を以て稿を断ち、寛永元年以後の事跡は、遂に知るべからざるに至れり。これを外にして、日光山列祖傳あり、三記と較や趣を異にする雖も、要するに諸傳多くは釋氏の筆に成り、自行化他の徳を擧ぐるに急にして、史實を忽諸に附するの嫌ひあり百世の下、人をして、望洋の歎を發せしむるに至る。試に三傳に就て、天海所生の父母、其出世の歲月を知らんと欲せば、則ち左の如し。

東源記に曰く、釋天海前大僧正世姓三浦氏、爲通之末、蘆名盛氏系族、奥城會津郡

高田人也、椿萱久以無嗣而爲歎息、此故夫人深企大願、奉乞儲子於月天子、中特盡敬而仰拜、信心不休以累歲月、或夜夢吞奇華一片、仍懷孕、嘗不歷困難而誕而已、と謙泰記も亦之に同じく唯『九月而誕』の四字を加ふるに過ぎず。

胤海記に曰く、慈眼大師、諱天海、陸奥國會津郡高田の郷にて生れ給ひ、葦名修理の大夫盛高の一族となん。又將軍義澄の御子といへる人も侍り。海師います内、俗氏の事人の問ひしかど、姓名も行年も忘れていざ知らず、一度空門に入りぬれば、何にもあれ知りてよしなしひて、のたふはざりければ、その實知り難し、と。即ち天海自ら語るを好まざりしに託して、其跡を鉛晦すること、更に前二記に異ならず。其生誕の方處、歲時に至つては、一も得る所なし。

本朝高僧傳、東國高僧傳、及び天台霞標の如きも、皆此三記に率由するを以て、父母を説かず、方處を説かず、誕時を記せざること、又た此例に漏れず。情々東源、胤海の二記を稽考するに、東源は蘆名盛氏の系族といひ、胤海は盛高の一族といふ。葦名譜を案するに、盛氏は盛高三代の孫にして、盛高は盛氏

三代の祖なり。是乃ち天海の年壽に大差を生ずる所以ならずとせず。今兩者の歿年を見るに、盛高は永正十四年十二月を以て卒し、盛氏は天正八年六月を以て卒す。若し胤海に隨つて盛高の一族とすれば、天海は永正年間の生誕にして、其年壽一百三十五乃至一百三十二歳の間ならざるべからず。又東源に隨つて盛氏とせば、其生誕は天文年間にして、年壽當に一百八乃至九十歳の間ならざるべからず。二記共に歲時を記せずと雖も、宗族の差異此の如くなれば、則ち後人其適從する所を知らず、遂に上は一百三十五歳より、下九十歳に至る。十有二箇の異説を生ずるに至れる也。

年譜に舉ぐる所のみにても、其父母と誕時とに於て、九箇の異説あり。即ち左の如し。

第一 福山藩士三浦小五郎系譜に基く阿部大學正信の考證に據れば、慈眼大師は、足利十一代征夷大將軍從三位左馬頭源義澄の男也。永正六年九月十八日、

城州に生る、或は江州に生る。母は奥州會津郡高田城主三浦盛高の女也。同年

八月十四日義澄公江州丘山に逝去の後、母と共に奥州に下向、是より外祖の氏を稱して平姓となる。幼名詳ならず下略とあり。即ち享壽一百三十五歳の説也。

第二 天保十二年書上、宇都宮彌三郎系圖に據れば、從四位下下野守正綱の女、實は妹、延徳年中の產、高基公(古河公方)の御臺となり、永正七年天海南光坊慈眼大師を誕む。正綱姉、會津城主三浦盛信の男盛詮の室、盛高的母、南光坊を養ひて成長せしむ、故に本姓にて革名盛高家に成長する謂に、外祖の姓を稱し、革名と稱すとあり。一本宇都宮正統系圖には、正綱の系中、成綱、女と列記し、其女の下に、古河御所熊野御堂殿、高基御臺、晴氏將軍母公、享祿三年庚寅年十月七日遷化とありて。天海を生むの文なし。即ち一百三十四歳とする説也。

第三 南麻主計の直話として、北越太平記に記す所に據れば、天海僧正御物語に、此頃甲陽軍鑑と云ふ書物を板行に付、之を見るに、川中島合戦に信玄と謙信と太刀打の年月、場所、大に相違、其上信玄團扇にてうけ候と有之、大

なる虚説也。其時分我等は會津不動院に住し、信玄の祈禱師也。天文二十三年八月、甲州へ檀那廻に行く所に、信玄は川中島にて謙信と對陣と聞き、直に川中島へ見舞に行く、八月十七日也。中略。其後又江戸御城にて、横田甚右衛門咄に、謙信の太刀にて被切懸候に、信玄は床几に居り團扇にて被受候と語る。慈眼大師に横田を御叱ありて、甚五郎は未生以前の事を、何とて可存候や、我等は直々に見たるに、御幣川へ乗込み、馬上にて太刀打なり、其節我等は四十五歳云々、傳曰、天海大僧正慈眼大師は、足利公方法住院義澄公の御末子、母は會津の草名盛高の娘、永正七年に誕生、御父義澄公薨去に付、母と同道會津へ下向、外祖の氏を唱へ平氏と稱す、寛永二十年癸未十月二日圓寂、百三十四歳なりとあるもの、即ち是也。

第四 王代一覽に、寛永二十年八月天海僧正發病、十月二日寂、歲百三十三、野州日光山に葬る。及び、寛明事跡錄に、寛永二十年十月、南光坊天海遷化、則被贈慈眼大師子時百三十三歲とあるもの、即ち是也。

第五 上野慈眼堂所藏、足利義真書上、足利系圖の所傳に據れば、十二代萬松院義晴公の直弟、義澄二男天海、御諱龜王丸、永正九年正月誕生。義晴、義維、義榮は播州に隱居義植再度上洛のため龜王丸は叡山衆徒饗庭西林坊光尊隠し置き、永正十一年光尊野州足利の庄に潜み、鏤阿寺に供して下り、夫より會津城主草名修理大夫盛高を頼む。盛高足利へ高房といふ侍を使に差越して、會津へ供し下る。盛高永正十四年十二月八日逝。依之大永二年龜王丸出家し給ふ。義植沒落、義晴播州より上洛、征夷將軍に任す。天正七年龜王丸上洛義晴に對面して父子の契約、暫く叡山に在り、又奥州に歸り給ふ。因て義晴子と記載する也云々。即ち百三十二歲とする説也。

第六 本朝續々史記、元和元年の條に據れば、天海は當年歲積りて百六歲なれども、七つ八つの小兒のころの事をも萬事忘れ申されず云々。又開運記。慶長五年の條に據れば、八十三歲云々とあり。共に享壽百二十六歲とする説也、第七 參州松平御系圖大全に據れば、天海は古河左兵衛佐高基の四男、天文

十一年壬寅生。天正十七年蘆名義廣會津沒落の時、天海會津稻荷堂の別當なり、四十八歳。寛永二十年十月遷化。享年百二歳云々。
 第八 和漢三才圖會に據れば、慈眼大師諱は天海、南光坊法印と號す。姓は三浦氏、奥州高田郷人なり。寛永二十年十月二日逝す。其壽未詳凡百餘歳也。
 第九 陸奥國大沼郡高田郷龍興寺浮身觀音緣起に據れば、于粵開山より當二十八世有號舜幸法印沙門南光坊探題前大僧正、謚號慈眼大師は、氏者革名修理大夫平盛高の一族、船木氏の御子、父母及壯年御子なき事を憂ひて、文珠菩薩へ祈を掛け、生れ給へり。幼年より酒肴喰ひ給ふ事なく、強てすゝむれば嘔吐し玉ふ。故に生得の比丘とは言ひける。又文珠の化身とも申也。七歳にて舜幸法印に隨ひ出家す。この時永祿三年庚申云々と。即ち享壽九十歳とする説也。此他余の調査に依つて得たる所のもの、更に六箇の異説を算ふるに至れり。乃ち之を左に掲ぐ。

第十 華頂要略、日光門跡代々年譜等に掲ぐる所にして、即ち第二と同じく

享壽百三十四歳とするもの、是也。

第十一 門跡傳毘沙門堂の條下に、慶長十四、十二、九、賜智樂院號、同十七、賜仙波星野山同十八、賜日光山慶安元、四、十一、謚慈眼大師、寛永廿、十二、寂百廿四歳と註するもの、是也。

第十二 下野國志所載宇都宮系圖、正四位左少將右馬頭下野守成綱の直系に、孝綱、忠綱の次に女子を擧げ、古河公方左馬頭源高基室、左兵衛晴氏、及宮原左馬頭晴直、大僧正天海等之母、享祿三年庚寅十月七日天海誕生後逝去と註する所にして、即ち享壽百十四歳とするもの、是也。

第十三 孝亮宿禰日次記、寛永九年四月十七日の條下に於東照社藥師堂法華萬供有之云々、導師南光坊大僧正、今年九十七歳と記する所にして、即ち享壽百八歳とするもの、是也。

第十四 日先山列祖傳、第五十三世中興座主慈眼大師傳の末に、集衆誠之曰、時節已至、我欲行矣汝等諸人無事世浮沈、提唱宗教足矣、言畢端坐、泊然而逝、實寛永二

十年十月二日也、春秋一百有六、と記する所のもの、即ち是也。

第十五 新編會津風土記、大沼郡高田組の條に、釋門、天海、父を船木道光とて清龍寺の文珠堂に祈り、天文十七年正月朔旦に誕生せり。永祿三年龍興寺の現住舜幸を師とし、十三歳にて剃髪す。と記する所にして、即ち享壽九十六歳とするもの、是也。

以上列記する所を約するに、即ち年壽に於て、百三十五(第一)、百三十四(第二)、第三、第十、百三十三(第四)、百三十二(第五)、百二十六(第六)、百二十四(第七)、百二(第八)、百十四(第九)、百八(第十)、百六(第十一)、百二(第十二)、九(第十三)の十二説に分れ、氏族に於て、足利將軍義澄の男とするもの(第一)、第三、第五、古河公方高基の男とするもの(第二)、第七、第十二、革名盛高の一族、船木氏の子とするもの(第九)、及び船木道光の男とするもの(第十五)の四説に分る。年壽は始く之を後に譲り、先づ氏族に就いて考證すべし。

第一 足利義澄の男といふ説は、最も廣く世に行はる。思ふに、此説は敢て

後年の傳聞に非ずして、天海在世の頃、早く已に人口に流布したるが如し。これが徵とすべきは、天正日記の殘闕也。此記は、天正十八年六月、江戸經營の命を受けて、小田原の陣中より特派せられたる内藤清成の日誌なれば、當年に於ける唯一の資料なるが、その十月一日の條に、「せんばのきたいん參る、しのだのふどういん、是は京都將軍おとしだね也」と記せるに見て知るべし。又柳原紀光の續史愚抄は、後年の纂緝なれども、寛永二十年十月二日、前大僧正天海(南光坊)、東叡山開祖、輪王寺開基、毘沙門堂中興祖、法住院太政大臣義澄(義澄)と記し、慶安六年四月、謚號宣下の條にも、亦同一の註脚を下したり。本文校了の後、故文學博士小中村清矩翁の陽春廬藏本たりし、「あつめぐさ」と題する抄本を見たるに、其中に新錢座奉行鳴海家(の)由緒書あり。三代目鳴海兵庫則賢の由緒に、

錢奉行職相勤罷在候處、永正七年足利將軍尊氏公十代之後胤法住院義澄公若君御誕生也。御母は會津蘆名右衛門大夫盛隆高(?)之姫君也、故有て

會津へ御歸、若君も伴に御下向、此節若君外祖蘆名昔者乎氏姓世に申奉候。右從京都會津え御下向之節從足利家兵庫を御附下し被成候。

と書上げ、又四代目同刑部重則の由緒には、義澄公若君御出家之後不動院御住職被成候節境内支配役被仰付相勤申候。又代目同兵庫賢信の由緒には、左の新事實を語るを見る。即ち之を左に抄錄す。
浪々にて水戸罷在候處從大僧正出府仕候様被仰遣治部刑部の男兵庫の父者老衰仕候に付、兵庫出府仕候得者先祖代々錢奉行職相勤候前功にて錢造様可爲鍛錬と被爲思召付寛永年中於芝細繩手新錢御用被仰付相勤申候右御用被仰付候由來之儀は、大猷院様御瑞夢被遊御覽候御夢中之次第者從御城南に當て御居城替る、此所え御歩行にて被爲往との御夢甚被爲懸御氣春日御局を以、上野天海大僧正え御考判被仰遣候大僧正御判釋之次第者。

御城替え
御步行者
御兩足にて被爲往也

右御營中之御儀無之萬物を買調を代物と申御儀也代物者錢也錢を兩足と申也國中を能走廻ると云儀を以名付也、女語に御足と申故實も此故也。又足袋を何寸と不言何文と申も此故也。御夢之總體金銀也。新に錢を被仰付候者安治世之御代益泰平樂にて御子孫可爲御繁榮御吉事を云々

右御判釋之次第被爲聞召上大に御感悅御機嫌之餘土井大炊頭様え被仰付重而新錢之置字將又吹座之場所錢造鑄物師等大僧正可爲御心懲と也。

右之上意を御傳東叡山之寺號と云當時之年號と云寛永通寶錢末代不滅之儀可然吹座之儀者御瑞夢任方角從御城南方當て場所御見立芝細繩手吹座此節土井大炊頭様に被召出錢座頭本人へ被仰付則試錢百貫文鑄立奉指上候處被備上覽御機嫌宜爲御褒美御樽肴時服並金貳拾五兩拜領仕候此節被下置貳拾五兩者錢百貫文之積にて四貫文に金壹兩之兩替被仰付候其上御改諸國錢座

爲司 寛永天下平等通用重さ一錢八分五厘、口出長錢壹貫文に八百五拾匁に鑄綱誕生に關する金銀錢の事、火防の行法を天海より授られたる事を記す、下略
廣メ可レ申旨、尤其節古錢御停止被仰付候段被仰渡候從是段々相勤申候以下家
寛永通寶の始鑄は、寛永十三年六月にして、銀座役人秋田宗古之を管したる
由貨幣秘錄に見ゆ。家光の夢を憂ひて、其判断を天海に請ひたる事は、東叡山
文書に中根正盛の手簡あり、即ち左の如し。

尙々御ゆめちかいの御はらい明朝御上ヶ尤奉存候以上。
あしき御夢御覽被成候間御夢のちかいの御祓明日明後日兩日上ヶ可レ申旨上
意に御座候爲其如斯候恐々謹言

九月一日

大僧正

中根壹岐守判

二記に、同年大樹熊夢の祥あり、天下の卜筮をして之を考へしむ、諸人猶豫して決せず、天海獨り浮説を用ひず、一心に東照大權現を信じて、謂へらく、當に嗣子を生ずべしと、以て大樹に聞するよしを記せり。殊に中根正盛は、寛永十五年正月に敍爵して、始て壹岐守と稱したれば、此文書が其以前のものならぬ事は明也。

今之が眞諭を判ぜんとするには、正確なる足利系圖に據るを以て勝れりとす。
乃ち續群書類從所載の足利系圖は左の如し。

義 晴 澄 文明十二年十二月十五日誕生、母權大納言藤原陸光卿女、明應二年十一月廿四日征夷大將軍、永正五年二

月十六日京都沒落、同八年八月十四日江州岡山城薨、三十二歳。
五月四日薨於江州穴太、四十歳。

義 維 大永七年七月十三日敍左馬頭、無覺寺殿、道號中山。

義 榮 永祿十一年二月八日征夷將軍、同年九月憂腫物薨。

義輝 母准后關白尙通女、天文五年三月十日誕生、同十五年十一月廿日征夷大將軍、二十二年八月朔日大樹以下出奔、永祿四年七月廿八日江州出陣、八年五月十九日三好家爲沙汰生害、三十歲。
義昭 母慶壽院、義輝同腹弟也、天文六年十一月三日生、永祿十一年六月信長合力入洛、十月十四日征夷大將軍、天正元年信長不和、合戰敗北、同十三年出家、號昌山道久、准三后、慶長二年八月廿八日薨、六十二岁。
義高 譲照山西堂、同母、鹿苑寺、永祿八年生害。

子女 大慈院、同母。
子女 三昧智恩院、同母。
子女 寶鏡院源、母一色式部少輔女。
女子 若狭武田大膳大夫義統室。
女子 三好義次室。

寫本諸家系圖并に刊本諸家大系圖は、幾分省略したれども、男系は之と異なることなく、義澄の直系には、單に義晴、義維をのみ擧げ、他に天海に擬すべきものを掲げず。又足利義真書上げ、足利系圖の所傳の如く、義晴の直系に属するものとせんか。其系には、萬松院義輝、靈陽院義昭、鹿苑寺周高の三男子、

五女子あれども、男子は皆九條關白尙通の女の生む所にして、此にも亦一人の天海に擬すべき者を見出す能はず。鳴海家の由緒書は、第一、第三及び第五の諸説に裏書を與へたるに似たれども、葦名盛高の女が、果して將軍家の夫人たりし事實ありや否やは、不明なり。

足利將軍累代の夫人は、孰れも槐門卿相の貴戚にして、未だ麾下の列侯より納れたるを見ず。唯だ獨り義澄の夫人は、義晴の母氏を明かにせざるを以て、其何人の女とも詳ならざれども、按するに、禮聘したる夫人とてはなく、局、家女房の類に縁りて、二子を擧げたるには非ざる乎。元來義澄は、關東公方堀越御所政知の三男なりしを、細川政元竊に入洛せしめ、先づ天龍寺の喝食となし、將軍義材を逐ふに及びて、擁立して將軍たらしめ、政元歿後も、年少氣銳の澄元が意を迎へて、在職十六年、徒に虛器を擁したるに過ぎざれば、娶婚の事すら意の如くならざりしやも知るべからず。若し其夫人が葦名氏の女なりしとせば、何を憚りて姓氏を系譜より削るべきや。更に進んで詮索すれば、當時

天下麻の如く亂れ、隣國の交通すら杜絶する時、危險を冒し、不便を忍び、遠く二百里外の奥州の一侯伯の女を妻るべき理あるべしとも思はれず。矧んや系譜之を示さず、紀傳も亦傳へざるに於てをや。されど、この足利系圖とても、決して完全のものとは言ひ難し。何となれば、義維を義晴の次に列して、恰も其弟なるが如く表示すれども、三好記に據れば、義維が子義榮、島公方義植の跡を嗣ぎ、永祿十一年十四代の軍職に陞り、秋九月薨ず、時に歳五十八となりて、是を推算すれば、其生誕は永正八年にして、義晴と同齡なり。さすれば義維は、義晴に長ずること、少くも十六七年の兄ならざるべからず。假に十六歳にして義榮を誕したりとすれば、義維は義澄十七歳の子にして、長子たること勿論なり。然るに長幼を錯置し、嫡庶を顛倒したるは、杜撰にあらずんば、則ち正間の差別あるが爲ならん。蓋義維が母は、其族義晴の母よりも卑しく、之が爲に世に立つ能はず、空しく阿波に竄れて、徒死するの已なきに至りしものなるべし。元來義維は史上の黒影にして、新井白石も亦疑ひを抱きたる程な

れば、詳悉し難きは言ふまでもなけれども、かく考へ来れば、義澄の後宮の整はざりし一端は、窺知し難きにあらず。是れ職として正室なきに由ると言ひ得べからざるにもあらざるべき也。

第五に挙げたる北越太平記の説は、古武士の直談にして、最も信憑すべきが如し。此説にして眞正ならんには、縦令足利義澄の男ならざるも、永正七年生誕の歳時は、牢として抜くべからざる也。太平記の記する所に據れば、南麻主計は、上州瀧之澤松橋の城主たりしが、後年天海僧正の推舉に由りて、紀州徳川家に召し出されたりと云へり、依つて侯爵徳川頼倫氏の家司に就き、南麻氏の由緒を問ふ所ありしが、同家には家祖南龍公、始て封を駿河に受けてより、近く明治廢藩に至るまで、精細に家主の分限を記録せる簿冊存し、一目にして其出入を知るに足る。されど、曾て南麻主計の姓名を見ず、又松橋城主の新規召抱へられたる記事あることなし。或ひは他家の誤傳ならんとの答を得たり。是を以て審に記文を検察するに、疑ふべきもの二三にして止らず。其時分我

等は會津の不動院に住し、信玄の祈禱師たり」と云ひたる由に記すれども、此の言決して天海の口舌に出でたるものに非ず。何となれば、天海が住したる不動院は、會津にて住して常陸江戸崎なり。之を年代に配すれば、則ち稻荷堂に別當たりしは、天正元年にして、天文二十三年より十九年の後なり。又不動院に住職したるは、天正十七年にして、更に十七年の後なり。且つ「信玄の祈禱師たり」として、陣中見舞の當然なる事を舉證したれども、當時信玄は禪門に歸して一乘を信ぜず。其の始めて天台に歸し、教觀を學するに至りしは、永祿九年の事にして、是亦天文二十三年よりは、十三年の後なりとす。尙信玄の始て天海を知り、其偉器を尊んで歸依の念ひを寄せたるは、元龜二年の秋、毘沙門堂論議の際なること、諸傳の示す所の如し。此等の錯誤を綜合して考ふるに、北越太平記は、所謂稗官の野乘にして、荒唐妄誕、必ずしも資料とするに足らざる書たるを知るべき也。其引用する所の傳の如き、深く詮考を費すを要せず。

以上考竄し來る所に就て稽ふるに、即ち義澄男といへる諸説は、史上何等の根據を有せざる世傳の訛説たるや知るべき也。されど、茲に一の抹殺すべからざるものあり、天正日記の記事是也。思ふに天海が足利將軍の裔たるよしは、當時既に世上に流布したるものなるべく、内藤清成も亦此風評を耳にして、特に日誌に註記したるものなるべし。此風評の因つて起る所以は、今にして稽ふべからざれども、天海は深く禪機に達して、好んで不即不離の語を吐き、應答人の意表に出でたる事あるが如ければ、偶人の俗氏を問ふに方りても、端的に勞れて、遂に眞相を捕捉する能はざりしならん。而も其道貌俊邁にして、衆家系を説くことなく、常に奇矯の語を以て道破したるより、問ふ者徒に模索を服するの威風を具へ、其品位超絶にして、俗に異なる舉止あるを見て、彼必ず凡人に非ず、蓋し貴族の隱子なりと喧傳したもの、其一因なるべく。又是れを以て直ちに足利將軍の裔なりと妄信するに至りしは、即ち其家紋なり。天海は革名氏の族として、常に其家紋を用ふ。革名氏は三浦義明の子、佐原義連よ

り出て、三浦氏の三引兩を略して、二引兩として常用したるが如し。新編會津風土記に據れば、大沼郡高田町、國幣中社伊佐須美神社に、高田城主革名盛安、盛常父子納むる所の神輿あり、左三巴の神紋に配して、丸に二引兩の家紋を打てりと云へば、革名氏の二引兩を用ひたるは、動かすべからざるものに似たり。革名氏は平家なり。足利氏は源氏なり。家系に於て些の因縁なしと雖も、偶家紋を同じくせり。而も一は邊陬に隠れて、多く世に知られざるに、一は天下將軍として、億兆仰瞻の表に立ち、二引とだにいへば、直ちに將軍の紋章として崇敬すること、數百年の因習となりて闔國に遍満せり。然るに、天海所用の什器、多く此紋章を附する物あるを見て、彼僧は疑ひもなく足利將軍の落胤なり、惑ふ者あらば、請ふ去つて其紋章を見よと稱する者あるに至り、一大龕に吠えて、萬犬實を傳へ、遂に百世の下史家をして謬り傳へしむるに至れる也。こは稍や穿に過ぐる嫌ひなきにあらざれども、他に的確の資材なきを以て、斯く假定せんと欲す。

第二、古河公方足利高基の男とする説の内、參河松平系圖大全の如く、高基歿後八年にして生誕したるが如き妄説は、敢て考定を要せざれども、宇都宮系圖には、從四位下侍從下野守正綱の女、古河高基に嫁し、永正七年天海を生むとし、正統系圖には、成綱（正綱男）の女、古河御所熊野御堂、高基公御臺、晴氏將軍母公、享祿三年庚寅年十月七日遷化とし、他の宇都宮系圖には、成綱の女、古河政氏室、永祿三年庚寅十月七日卒とありて、三譜悉く其傳を異にする。尚續群書類從所載の宇都宮系圖を見るに、成綱の女、古河御所政氏室、享祿三年庚寅十月七日卒とありて、第三に掲げたる宇都宮系圖と其趣を一にしたり。第三系圖に、永祿とあるは、享祿の誤りなるべし、永祿三年は庚申にして、庚寅にあらざればなり。依つて下野國志所載の宇都宮系圖に照すに、

忠

綱 從四位侍從右馬頭下野守、母那須掃部助藤原資親女。

女

古河公方左馬頭高基室、左兵衛晴氏及宮原左馬頭晴直、大僧正天海

子 等之母、享祿三年庚寅十月七日天海延生後逝去。

女 子 結城左衛門督藤原政朝室、左近將監政勝及小山高朝母。

とありて、成綱の女の古河高基に嫁し、天海を誕したるは、事實の如く成り來れり。然れども、彌三郎系圖は、正綱の女とす。代に於て一世の差あり。他の二系圖は、古河政氏（高基父）の室とす。此にも亦一世の差を生ず。是を以て續群書類從所載の古河公方系圖を照合するに、

政 氏

從四位下左馬頭、享祿四年七月十八日卒、號甘棠院道山吉長。

高 基

從四位下、左馬頭、天文四年六月八日卒、號潛光院高山貴公。

義 明

初出家法名空然、號八正院、永正七年還俗、任右兵衛佐、號小弓（生實）御所、天文七年十月五日戰死於下總國府臺。

賴 基

與義明同戰死。

貞岩和尚 甘棠院開山。
女 松岡十六世渭維和尚。

晴 氏

又名藤氏。母宇都宮下野守成綱女、從四位下左馬頭（左兵衛頭）、義晴將軍賜諱字、號晴氏、永祿三年五月二十七日卒於

晴

下總國關宿、法名系山道統號承仙院、又號妙泰院。

雲 岳

甘棠院院二代。

直

初名憲廣、三郎、左馬頭。

勝

彈正少弼、祥雲院。

岳

甘棠院三世。

とありて、政氏の室は關けて傳はらず。高基の室は、明かに宇都宮下野守成綱の女たり。而して之に三男子あること、亦下野國志所載系圖と異ならざれども、此には二男に僧雲岳を擧げ、彼れには三男に大僧正天海を擧ぐ。雲岳は疑ひもなく高基の男にして、甘棠院第二世の住持たり。甘棠院は武藏國埼玉郡久喜

町に在る臨濟の巨刹也。新編武藏風土記稿第二十一卷を見るに、政氏嫡子高基と不和になりし時、來りて此處に館したるを、後年捨て、寺院となし、己が真堂とする爲に、其子僧貞巖(縁起には弟)をして住せしめたるよしを記せり。されば、雲岳は叔父の衣鉢を受けて、甘棠院の二世に坐し、後また之を其姪東岳に付したこと、系譜の示す所の如くなり。國志所載の系圖に、大僧正天海とあるは、蓋雲岳の謬傳也。原系には單に僧とのみありしを、後人天海の足利氏の隠子たる説に惑はされて、之を天海としたるもの、遂に此註記を生ずるに至りしならん。足利譜にも關東公方の系を傳ふれども、曾て天海の記入なきを以て見れば、恐らく此推測を外れざるべし。

斯くの如く考案し來れば、即ち古河高基の男とする宇都宮系圖の説も、後人附會の言に過ぎずして、更に信憑すべからざるものとなれり。剩す所は、唯第三、第四の二説あるのみ。

第三、革名盛高の系族、船木氏の子といふもの、及び第四、船木道光の男と

いふものとは、固と同一説なるを以て、併せ考ふるを利便なりとす。陸奥國大沼郡高田城は、南北朝の頃築かれたる城塞にして、文明の末までは、小俣宮内少輔といふ者、之を領したりき。當時會津郡黒川の城主革名修理大夫盛高、會津仙道一統の志あり、屢々高田城を侵すと雖、城兵克く禦きて抜くべからず。偶々小俣の一族城を出で、宮川に遊漁す。盛高謀知して不意を討ち、小俣氏亡び、城竟に陥る。是文明十三年五月の事なり。爾來高田城は、何人の領有せしにか、史籍の徵すべきものあらざれども、伊佐須美神社、清龍寺文珠堂等に存する古寶器に徵するに、革名盛安、盛常の父子相繼いで領有したるが如し、盛安は何人の子なりや、更に稽ふべからざれとも、蓋盛高の弟ならん。永正十二年四月、清龍寺文珠堂に奉納せる鐘銘を見るに、大檀那平盛高、同平盛安と並び記せり。因つて考ふるに、盛高、盛安は單純なる同族本支の關係に止まらずして、連枝の關係ありたるものなるべしと思はる。或は父子にもやと思はれざるにあらざれども、革名系圖には、盛高の直系に、出羽判官盛滋、遠

江守盛舜の二子を擧げ、盛滋大永元年に卒して、弟盛舜家を繼ぎたることを示す。又大永六年には盛安既に老て、家を其子盛常に譲りたるやの徵憑あるを以て見れば、盛安は盛高の子に非ずして、必ず其弟なるべきを信ぜざるを得ず。高田城主革名氏の考證は、姑く此に止め、更に船木氏に就て考ふるに、慈眼大師誕辰考には、船木氏の略系を掲げ、其僧正天海五代の祖船木兵庫亮正恆、前には足利氏に屬し、後ち宮方に歸す、奥州會津に來りて高田に住し、革名盛員に仕ふとあり。又高田龍興寺所在船木氏の墓銘には、船木兵部少輔景光者、三浦氏爲通の末子、革名盛氏公之系族、二本松左馬頭吉照之二男、二本松右京亮吉繼之子也云々、革名盛氏公内室弟、船木左近輝景長子、釋天海父也、天文九年子七月朔日と刻し、又此墓に並べて一碑あり、之には、船木兵部少輔景光内室、船木輝景息女、釋天海母也。永祿二年亥三月十七日と銘したるよしを記せり。天海五代の祖正恆が仕へたる革名盛員は、大夫判官遠江守と稱し、建武二年八月七日相模片瀬川に於て父子共に戦死したる事、太平記に見えたり。

即ち革名氏中興の祖若狭守直盛の先代なり。又景光夫妻の碑銘は、若し當年の建立なりとせば、動かすべからざる憑據なれども、若し又後年の建立なりとせば、即ち天海の聲譽に基きて、傳記に吻合せしめんが爲め、曲筆舞文したるものなるやも知るべからず。強ち之を信ずべからざれども、船木氏が久しく高田に居住せる土豪たりし事は、菩提寺に多くの古碑を有するにて知るに足る。慈眼大師誕辰考は、何人の考證せしにか審かならず。松平正之の會津風土記に、慈眼大師、姓船木、諱天海、大沼郡高田人、永徳年中從舜幸難髮子同郡龍興寺とあるを根基とし、傍ら新編會津風土記に、慈眼大師、父を船木道光と云ふとあるを引證して、諸説を辨妄したるものなれば、決して信頼すべき書に非ず。永徳は北朝後圓融天皇即位十年より十三年に至る年號にして、南朝の弘和に當れり。假に永徳三年に薙髮したりとするも、寛永二十年まで、法臘二百六十一歳となる。十一歳にて得度したりとすれば、年壽方に二百七十一歳なり。天下此の如き長壽の人あるべしや。言ふまでもなく、永徳は永祿の謬寫なり。龍興

寺は會津舊事雜考にも記す如く、嘉祥年中慈覺の創建なれども、應安(北朝)年中、僧惠雲に依りて中興し、夫より十二傳して幸舜に至りし事を思は、直に永徳の徳は祿を誤りたる事に想到すべき筈なり(應安七、永和四、康暦二、康暦三年二月、永徳と改元す)。是れを之れ思はずして、正之の學植、材幹、人格を崇敬し、遂に其錯字をも妄信して、不稽の辯を弄する事となれり。熱誠は愛すべしと雖、論據を憚りたれば、徒らに無用の長舌たるに歸す、憐むべき哉。さりながら、天海が革名盛高の系族、船木氏の子たる一事は、是に由つて確定の資材を供給せられたるなり。東叡山寛永寺に於て、新に採覲せる文書に就て調査するに、船木家に傳來する系譜には、兵部少輔景光に二子あり、長男兵太郎は僧天海となり、二男藤内は、景信と稱して家を繼ぎたるものとなれり。又龍興寺所藏の系譜には、天海僧正は享祿元戊子年正月朔日御誕、十一歳而天文七戌成年大沼郡赤館庄高田天台宗道樹山玉泉院龍興寺舜幸法印御師範而以出家と記載せり。原書の年號、享祿、天文の墨色に異状あるよしなれば、

年曆は信すべからざるも、生誕、得度の出所は、甚だ明確となれり。然れども新編會津風土記には、父を船木道光と云ふと記し、此には船木景光とありて相一致せず。或ひは道景いづれか謬りにもやと思はれたるが、高田町長田中仙三氏の説に據るに、此地方にては、中興の祖、若くは家に功勞ある人を呼ぶに、其諱を稱することなく、總て法號を稱するの慣例あり、之が爲に土地帳に誤つて道光と記したるを、風土記編纂の際其まゝ襲用したるものならんと云へり。余輩武邊の家に在りても、直接故人の名を呼ぶは稀にして、法號を敬稱に用ふるを例とす。例之ば徳川家康と呼ばすして、東照公と稱し、秀忠家光以下皆台徳院、大猷院等の法號を以て行はる。源敬公、南龍公、義公、烈公の類皆此の例に漏れず。現に會津に在つて其藩祖を呼ぶに、神公の敬稱を以てするの俗、今日に迄の實を見れば、則ち田中氏の説は、最も其當を得たるものと謂ふべし。龍興寺に存する天海が父母の牌には、

天文九庚子年七月朔日
○椿萱院殿義永道光居士

○浮身院殿觀光妙照大姊

靈位

永祿二己未三月十七日

と銘し、牌陰には船木兵部少輔景光靈と彫りたりと云ふ。此牌上に葵の紋章を附したるを見れば、天海幕朝の戒師となりたる後の物なるべし。然れども、其の製最も古くして、書體の如きも、寛永以後の風にあらずといへば、天海在世の製なるやも知るべからず。是に因つて、船木景光なることを舉證し、又母氏の名を照と稱びし事、并に父母の歿年を知り得たるは、大に文献の闕漏を補填して餘りありと謂ふべし。

船木葦名二家の交渉に至りては、斷簡零墨の徵するに足るものなく、今にして之を知悉すること、到底企及すべからざるが如し。然れども、天海が葦名氏を尊重して、常に敬事し、自らも亦其系族たることを表明したるは事實なり。和歌山市小笠原通り、男爵三浦英太郎氏は、三浦將監爲時の裔にして、爲時は

天海の姪に當ると云ふ。家に藏する所の海老鎖切の太刀は、天海より傳來する所、現に當年の譲狀を存せり。

今度參府仕合能歸國珍重存候彌奉公不可有油斷候仍三浦重代清和三浦十二天蛇切丸海老鎖切耳相殘候自然爲名代相傳隱置候へ共沙門云老後云貴公へ相渡候至子々孫々名字之可爲重寶候猶度々直談申渡候間不能具候恐々謹言。

林鍾五日

三浦將監殿

人々御中

こゝにある名代は、即ち名字の代表者として、相傳したる謂ひにして、天海自ら三浦氏の系族たることを語るもの也。又男爵家に存する三浦長門守の系譜にも左の一章あり、彼是併せ觀れば、三浦系即ち葦名氏の類系なるを知るべき也。

寛永元甲子年二月爲時日光山え社參仕候節慈眼大師日光に被成御入幼少之

時御約束之三浦重代海老鑽切之刀爲時に御渡被下候其節大師御申聞候に者、吾俗種者革名氏也。幼少にて爲僧候其太刀當携之。子興家之有器量幼稚之初心已に欲許子差賜之由にて御讓被下候右刀竝御添狀今に所持仕候。

一右海老鑽切之刀、三浦介時繼被誅候後、慈眼大師御手入御座候を爲時え御讓被下儀に御座候。

龍興寺墓銘を見るに、景光は二本松吉繼の子にして、出て船木氏を襲ひ、備人は革名盛氏の夫人の弟船木左近輝景の女なるが如し。盛氏の夫人は考ふべき典據を闕くが故に、何人の女なるか知らざれども、盛高の夫人は伊達氏の女なり。(大膳大夫尙宗、若しくは左京大夫植宗の女ならん)。盛氏亦其子盛興の爲に伊達左京大夫晴宗の女を娶りしに見れば、領内の被官、若しくは處士の女を妻るべき所由を知らず。必ずや奥羽近國の侯伯より聘へたるべきを信ず。然らば則ち、天海と革名氏とは、如何にして系族の關係を生じたるか。得て知るべからざれども、余は前後の事情に考へて、其母方に繋がるものなることを思ひ、

假に高田城主革名盛常女、船木景光に適きて天海を生むとしたる也。此説固より余一個の想定に過ぎずと雖、他に確然たる反證を得ざる以上、姑らく之を固執せんとする也。

世系、方處の二點は、略ぼ此に盡く。尙ほ盡きざるは年壽也。抑々天海が長壽なりし事は、世に隠れなき事實なれども、果して行年幾干にして寂したるか、其差四十五歳に出人するを以て、輒く考へ難し。但永正六年より享祿三年に至る生誕説、即ち百三十五歳より百十四歳に至る享壽説は、上來の考證に據つて、既に問題の消滅となれり。仍て天文五年より同二十三年に至る、百八歳乃至九十八歳の説を探らんと欲す。其徵として引證すべきは、壬生官務の日誌、即ち孝亮宿禰日次記なり。是は讀んで字の如く、其日々の日次の記にして、決して後代の補筆を許さるものなるは言ふまでもなし。殊に壬生孝亮官務として光山の勅會に臨み、親しく其祭事を目睹し、自ら其年齢を耳聞して、特に後

年の記憶に備へん爲め、手録したるものなれば、寛永九年に於て九十七歳たりし事は、十分信を置くに足る。加之、慶長十五年九月、比叡山法華大會の際、廣學豎義探題職を請ふ款狀に、夏臘既闇、傾干七旬の語あり。之を百三十五歳として算すれば、年壽百二歳、法臘九十一となり、更に之を年壽九十歳にて算すれば、齡五十七、七歳得度とするも、臘僅に五十一に過ぎず。何ぞ七旬に傾くと謂はむや。試みに天文五年生誕、天文十五年得度を以て算するに、年壽以外の年臘に充つるも、一として七旬に應ずるものなきを見れば、則ち年壽一百八歳を以て、最も其眞を得たるものといふ可し。又之を傳記に徵するに、元龜二年、甲府大論議に參したる時、天海亦入此會、于時位丁中臘の文あり。天海時に三十六歳、正に中臘に斑す。且つ是れより正覺院僧都豪盛に師事して慧心流の奥儀を修む、豪盛時に年四十六、年齒の差十一歳に過ぎざれども、一は山門三院の宿老、一つは無住抖篋の凡僧なれば、恰好の師弟なるべし。若し百

三十五歳說に應ずれば、既に六十二歳にして、位上臘に丁り、師に長すること十七歳、太だしき晚學となる也。

孝亮宿禰日次記に據りて、天文五年生誕、年壽百八歳とするは、決して余が創意に非ず。明治二十年、内閣修史局に於て、史徵墨寶を刊するに臨み、始めて考證唱道したるより、爾來殆ど史界の定説と爲り來れり。余も亦史徵墨寶考證の説を探りて、更に天海自ら起草せる款狀の語句に照し、法友附弟の選述せる傳記の文字を引いて、愈々其誤りなきことを立證したる也。文學博士吉田東伍氏も史徵墨寶考證の説を探りて、其著大日本地名辭書に、天海の年壽を百八歳と記せり。然るに博士は、其誕辰を新編會津風土記に採りて、天文十七年としたるは、何たる杜撰ぞや。天文十七年より寛永二十年に至る年曆は、九十六年に過ぎざるに非ずや。

輓近一部の考證家に於て、天海は明智光秀の後身なり。光秀山崎の一戦に敗れ、巧みに韜晦隠匿して、出家して僧となり、徳川家康に謁見して、深く其帷

幕に參し、以て豊臣氏を亡滅し、私かに當年の怨を報ひたりといふ奇説を唱道する者ありと聞く。是れ畢竟するに、天海の出所明かならず、年壽定まらざるが爲に、諸種の揣摩憶測を生ずるに至れる也。方處、歲時、年壽の三者にして明哲ならんには、誰か異説を作成し、妄誕を附會する者あらんや。

又天海が法諱に就ても、諸傳の甚だ深切ならざるを憾とす。南光坊の號は、山門の執行探題たりし後のものなること、最も覩易き事實なれども、諸傳多くは其以前より濫用するが如く、天海の法諱も、必ず出家當時のものに非ざるべし。其得度の師は舜幸と稱し、其修學の師は皇舜と稱す。龍興寺は現に世良田長樂寺の末寺なれども、當時果して然りしや否やは不明なり。されば、舜幸と皇舜とは、或は師資の法縁ありしには非ずやと思はれざるに非ずして、天海が初名は、必ず舜字を稱したるべしとは、余の先づ想起したる所也、天海の名は、天空海潤の意に採りたること、猶空海の如かりしならんと考へらるれど、由來沙門の名字には別種の典故ありて、多くは師家の偏諱を襲踏するを常とす。今

天海の師事したる老僧にて、天字を冠したる者を索むるに、遂に一人をも得べからず。海字に至りては、長樂寺真言院の宣海あり。無量壽寺北院の豪海あり。一は葉上派密印灌頂の師なり。一は台教相承の師なり。共に偏諱を戴くに足ると雖、宣海は單に一部相傳の師たるに過ぎず。豪海は衣鉢を受け、後住に備はりし付法なれば、天海の諱は、恐らく豪海より受る所ならんと思惟したり。何となれば、無量壽寺は、中興尊海僧正より、累世の住持皆な海字を用ひて、殆ど寺傳の如く爲りあるを以てなり。果せる哉、天正日記附考に左の考證あり、曰く、

又按に進藤夕翁手簡(寄安瀧泊)に嘗て天海手書の中臣祓抄を見るに、其奥書に檀那盛重爲祈念書之不動院隨風とありと、又不動院なる智證五大尊の裡書にも、醫王山法印大尙和隨風花押とあり蓋天海不動院に在りし頃、別名を隨風と云へるなり。是等の逸事に至ては、傳記以下も舉ぐる所なし、其疎脱あること乃ち如此なり。

考異
と、余考ふるに、これ必ず別名にあらずして、天海の前名なりと。即ち北院嗣法以前に在りては、隨風を以て稱すること、したり。然るに、本書再校を了するの際、偶々日光大黒山慈眼堂天海藏中に就て、左の如く手記せる手抄本あることを發見し、長澤徳玄師特に其寫眞を示されたり。仍て僅かに本文に「無心」の別號を補訂し、更に其寫眞を掲出する事としたり(第一圖參看)、其書左の如し。

菩提心論	隨風子
慶長仁暦丁酉三月一日常州江戸崎 不動院法印大和尚隨風點之押花崎	

天澤抄私記	幅陽沙門
無心花押	

是に由つて之を觀るに、天海不動院に於ては、尙隨風の稱を改めざりしと覺しく、北院先住豪海僧正遷化の翌年、即ち慶長二年に至るまで、依然舊稱を用ゐたること此の如し。人天眼目抄は幾年の手寫に係るか、之が年曆だに審なれば、即ち隨風を改めて天海と稱したる時期も判明すべけれども、今にして之を知るによしなきを遺憾とす。而して隨風の號は久しく別號の如く用ゐしと思はるゝ節あり。乃ち妙法院に存する手簡の内、風子の名を用ゐたるものあるを以て之を知る。要するに、天海始め隨風と號し、北院に住するに及んで、慣例に遵つて名を天海と改め、隨風を以て其別號としたる一事は、敢て否定すべからざる史實となれるが如し。

上來列舉する所、未だ精致ならざるが如くなれど、紀傳に須要なる方處、歲時、年壽の三大約束は、略々要領を悉くしたりと信ず。倘し假すに日子と餘暇するを得べけん。然れども、本書既に印刷を了し、發刊の期將に來らんとする

考異

六〇〇

を以て、永く討尋檢索を持続するを許されず、是を以て茲に一先づ考異の稿を結ぶこと、したり。庶幾くば天下博識の諸賢、淺學を捨てず、短才を陋まず、幸ひに高教を垂れて、以て本傳大成の業を全うせしめられんことを、伏して懇切願の至に堪へず。

大正丙辰八月

須藤光暉識す

慈眼大師天海大僧正年表

原栢後代歴					
	號年	支年	千	年	
歲	己	巳	支	齡	年
一 戌 甲	○ 一 酉 癸	九 申 壬	八 未 辛	七 午 庚	六正永 巳
一 一					

○ハ大師ノ閱歴ヲ表シ

△ハ關係大事記ヲ表ス

齡　　異
リヌヘルトチル　ホヘトチル　イロハニユ

○九月十八日慈眼大師城州或は江州に生る、足利十一代將軍義澄男、母は奥州會津高田城主三浦盛高女也(福山藩三浦小五郎書上)

○天海生、母は宇都宮正綱女熊野御堂、古河公方足利高基男也、幼字龜王丸(宇都宮彌三郎系譜、華頂要略、日光門跡代々年譜)

○寛永二十年十月天海僧正寂、年百三十三、即ち本年生誕也(王代一覽、寛明事跡錄)△八月源義澄近江岳山に薨す。

○御誄龜王丸東叡山開山贈慈眼大師實者義澄御子永正九年正月誕生(足利代々系譜)

△十一月將軍義尹名を義植と改む。

六	五	四	三	二	一
五	四	三	二	一	
四	三	二	一		
三	二	一			

慈眼大師天海大僧正年表

△北條長氏三浦義意を滅す。

△十二月八日葬名修理大夫盛高卒（葬名譜、塔寺長帳、新會津風土記）

○元和元年天海年積りて百六歳(本朝續々史記)○慶長五年八十九歳也△大内義興國に就き京師衰ふ△三浦道寸亡び上杉氏衰ふ。

卷之三

卷之三

自作の頃から、八月十四日

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

△八月廿日改元△大内義興薨す。

○月日は流れ基業を守るために貢献して得た恩賞を受ける

卷之三

卷之三

慈眼大師天海大僧正年表

良	奈	後	原
文天 辰壬	四卯 辛寅	三庚 丑	二己 禄享
△七月廿九日改元△六角定賴日蓮宗徒と山科本願寺を焼討す。	△七月古河公方政氏卒△畠山高國敗死す。	○十月七日古河高基室天津を産むて後ち逝く(宇都宮系圖)	△八月廿日改元△大内義興薨す。
一五 二四	一四 二三	一三 二三	二〇 一九
一三 二三	一二 二二	一一 二一	一九 一八
一三 二二	一二 二一	一一 二〇	一八 一七
一三 二二	一二 二一	一一 二〇	一七 一六
一三 二二	一二 二〇	一一 一九	一六 一五

慈眼大師天海大僧正年表

△細川晴元一向門徒と戦ふ。

△浅草寺火く△山徒法華宗號を禁ず△大内義隆本願寺光教即位の資を獻ず△十月足利高基

卒す。

○正月一日大師陸奥國大沼郡高田驛に生る、幼字兵太郎、船木景光の男也、母は恭名氏△

豐臣秀吉生る△大内義隆太宰少貳となる△山徒蓮徒を懲す。

△北條氏綱川越城を抜く仙波無量壽寺火く。

△武田晴信父信虎を逐ふ△北條氏康卒。

△覺鏡に大師號を賜ふ山徒之を阻む。

△正月觀智國師生る△耶蘇教徒薩摩に來る。

△葡萄牙始て鐵砲を傳ふ。

○天海は古河高基の四男天文十一年壬寅生る(參河松平系譜)△十二月徳川家康生る。

△家康尾張に幽せらる△長尾景虎越後を一統す。

△右大臣源義晴近江穴太に薨す。

後									
〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五	四	三	二
丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	巳癸	辰壬
六	五	四	三	二	一	一	一	一	一
○	一	九	八	七	六	五			

慈眼大師天海大僧正年表

六

正 良 奈 後							
二 祿 未 四	永 午 二	三 巳 二	二 辰 一	三 甲 九	二 乙 八	二 壬 一	二 辛 六
己 戊 二	午 戊 二	丁 二	丙 二	寅 一	癸 一	壬 一	亥 一
未 二	午 二	巳 二	辰 二	寅 一	癸 一	壬 一	亥 一
四 二	三 二	二 二	一 二	一 一	一 一	一 一	一 一
○大師七歳にして舜幸法印に隨ひ出家すこの時永祿三年庚申(浮身觀音緣記)即ち本年の誕生に當る△將軍義藤名を義輝と改む△徳川家康初て鎧を著す△北條氏康古河城を陥る。							
○大師三井寺に遊び俱舍性相を勸學院權僧正尊實に聽く△十月二十三日改元△甲越の兵川中島に戦ふ△毛利元就陶全羌を亡す。							
○大師南都に遊び日本書紀を成重に問ふ△正月家康駿河に加冠し次郎三郎元信と稱す。							
○大師興福寺に寓し法相三論を僧都空實に問ふ△九月後奈良天皇崩す△十月正親町天皇践祚△家康今川義元の女を娶り藏人元康と改む。							
○大師家母の嬰疾を聞き遠く省覲す幾もなく家母逝く仍て喪に服す△二月二十八日改元△家康三河に還り初て出征す。							
○大師丁喪△本願寺光佐即位の資を獻ず△三月徳川信康生る。							
一四五 八二一	一四五 七一〇	一四五 六〇九	一三四 五九八	一三四 一三四	一三四 一三四	一三四 一三四	一三四 一三四
一四五 二〇〇	一三四 九一九	一三四 九一九	一三四 三四八				
三四六 〇九	三四九 九七七	三四九 九七七	三四九 三四六				
二四六 二九	二四八 五二九	二四六 五二九	二四六 二四六				
二四二 二八	二四一 一四七						
二四一 一七	二四〇 一四六						

町 親							
一一〇	一 九	八	七	六	五	四	三
辰 戊	卯 丁	寅 丙	丑 乙	子 甲	亥 癸	戌 壬	申 庚
三 三	二 三	一 三	〇 三	九 二	八 二	七 二	六 二
○大師喪終りて下野國足利學校に遊び九華に就て孔孟を學ぶ△正月天皇位に即く毛利元就大饗の資を獻じ大膳大夫となる△四月織田信長今川義元を桶狭間に亡す。							
○大師足利在學△三月上杉謙信近衛前嗣を奉じて北條を討つ克たず△十月信玄謙信川中島に戰ふ△織田信長徳川家康と會盟す△葦名盛氏老し入道して止々齋と稱す。							
○大師足利在學△上杉景虎名を輝虎と改む。							
○大師足利在學△徳川元康名を家康と改む△細川晴元、氏綱、尼子勝久等卒す△北條氏康里見義弘を鴻の臺に破る△毛利元就十州を略す△十月三州一向一揆起る。							
△信長美濃を略す岐阜城に徙り家康三河の東西を定む。							
○大師善昌遊學△五月三好義綱松永久秀將軍義輝を弑す△足利義昭越前に入る。							
○大師善昌住院△正月家康左京大夫と改む三遠二國を定め濱松城に居る△二月足利義榮將軍に拜す△七月信長義昭を奉じて京師に入る△十月將軍義榮卒す△是月義昭將軍に拜す。							
二五六 七一〇	二五五 六〇九	二四五 五九八	二四五 四八七	二四五 三七六	二四五 二六五	二四五 一五四	二四五 九三二
二四五 一九九	二四五 五八〇	一四五 九七七	一四五 八六六	一四五 七五五	一四五 六四四	一四五 五三三	一四五 三一一
一三五 五八	一三五 四四	一三五 二六五	一三五 〇四三	一三五 九三二	一三五 九二二	一三五 七一〇	一三五 三一一
三五九 一七	三五九 〇六	二五九 五五	二五八 四四	二五七 三七六	二五七 二六二	二五七 五一	二五七 二四三

慈眼大師天海大僧正年表

七

慈眼大師天海大僧正年表

六	寅 戊	三 四	七 己 四	八 辰 庚	九 巳 四	一 甲 申 未 八	二 乙 申 未 六	三 丙 五 一 五	四 戊 丙 一 五
○大師稻荷堂在住△三月上杉謙信卒す△八月十日足利學校九華寂す△十二月信長荒木村重 を討つ。	○大師稻荷堂在住△三月長尾景勝越後を定む△四月七日家康三子秀忠生る△五月淨土僧安 貞日蓮僧日瑞安土城に宗論す。	○大師稻荷堂在住△六月葦名盛氏入道止々齋卒す△八月信長本願寺と和す△秀吉播磨を定 む△九月家康の四子忠直生る△家康從四位上に陞る。	○大師稻荷堂在住△二月天主教徒信長に京都に謁す△五月葦名盛隆款を信長に通ず盛隆三 浦介となる△八月信長高野聖千二百人を戮す。	○大師天寧寺の善恕仁庵に參し碧巖錄の提唱を聽く△三月信長勝頼を討つ武田氏亡ぶ△四 月信長甲斐慧林寺を火く快川等百五十僧之に殉す△六月明智光秀信長信忠を弑す△神戸信 孝羽柴秀吉、織田信澄明智光秀を誅す。	○大師稻荷堂在住△四月秀吉柴田勝家を亡す△五月秀吉神戸信孝を亡す△九月家康第六子 信吉生る。	○大師稻荷堂在住△二月家康從三位參議に任ず△四月秀吉家康と長瀬に戰ふ△十月葦名盛 隆弑せらる△是歲秀吉豪盛全宗に延暦寺再建を命ず△存應増上寺に住す。	○大師稻荷堂在住△二月尊朝法親王天台座主に補す△三月秀吉根來寺を焼く△五月關柴備 中叛き伊達政宗を會津に誘ふ葦名氏討つて平ぐ△七月秀吉關白となる。	○大師稻荷堂在住△五月秀吉家康成を行ふ△十月家康正三位權中納言に任ず△十一月正觀 府城に徙る。△天皇讓位△同月後陽成天皇即位△葦名龜王丸天す△十一月秀吉太政大臣に拜す△家康駿	○大師稻荷堂在住△五月秀吉家康成を行ふ△十月家康正三位權中納言に任ず△十一月正觀 府城に徙る。△天皇讓位△同月後陽成天皇即位△葦名龜王丸天す△十一月秀吉太政大臣に拜す△家康駿
七 一	六 二	七 一	六 三	七 二	六 三	七 一	六 三	七 一	六 九
七 二	六 七	七 一	六 一	七 一	六 一	七 一	五 〇	六 九	五 九
七 三	六 七	七 一	五 一	七 一	五 一	七 一	二 〇	六 九	四 九
七 四	六 一	七 一	五 二	七 一	五 二	七 一	二 七	六 九	四 九
七 五	六 一	七 一	五 二	七 一	五 二	七 一	三 〇	六 九	四 九
七 六	六 一	七 一	五 二	七 一	五 二	七 一	三 〇	六 九	四 九
七 七	六 一	七 一	五 二	七 一	五 二	七 一	三 〇	六 九	四 九
七 八	六 一	七 一	五 二	七 一	五 二	七 一	三 〇	六 九	四 九
七 九	六 一	七 一	五 二	七 一	五 二	七 一	三 〇	六 九	四 九
七 一〇	六 一	七 一	五 二	七 一	五 二	七 一	三 〇	六 九	四 九

後							
一 丁	五 亥	一 子	一 子	一 子	一 子	一 子	一 子
二 寅	五 亥	二 寅	二 寅	二 寅	二 寅	二 寅	二 寅
三 午	五 亥	三 午	三 午	三 午	三 午	三 午	三 午
四 未	五 亥	四 未	四 未	四 未	四 未	四 未	四 未
五 申	五 亥	五 申	五 申	五 申	五 申	五 申	五 申
六 酉	五 亥	六 酉	六 酉	六 酉	六 酉	六 酉	六 酉
七 戌	五 亥	七 戌	七 戌	七 戌	七 戌	七 戌	七 戌
八 亥	五 亥	八 亥	八 亥	八 亥	八 亥	八 亥	八 亥
九 子	五 亥	九 子	九 子	九 子	九 子	九 子	九 子
十 丑	五 亥	十 丑	十 丑	十 丑	十 丑	十 丑	十 丑

○六月大師茶名義廣を護りて常陸に落つ。○秋江戸崎不動院に住す△三月秀吉東山に大佛を創む△六月伊達政宗會津を略す△九月尊朝法親王觀山に法華大會を復興す。

○大師仙波無量壽寺に遊び曾正豪海に師事し名を天海と改む△十月一日江戸城に登り初て家康に謁す△三月秀吉小田原を征す△七月小田原落ち後北條氏亡ぶ△是月茶名盛重へ義廣改名江戸崎に封せらる△八月家康江戸城に徙る△是月伊達政宗會津を收公せらる△家康増上寺存應と師檀の芳契を結ぶ△是歲多賀谷經重長沼宗光寺を破却す僧正亮辨久下田に移る。

○將士始て江戸城に拜賀す△二月京都七條の地を本願寺に寄す△十二月秀吉關白を秀次に譲る太政大臣故の如し。

○大師不動院井に北院を董す△茶名盛重然田二十町を不動院に寄せ大師を請ず△正月八州宗光寺を創め亮辨を請ず△十二月八日改元△是歲家康第七子忠輝生る。

○夏常陸の地大旱す大師法零を高田浦九重の淵に修す宵雨大に來り枯槁悉く蘇す△正月正観町土皇崩す△是月關白秀次妻姿を拉へて叡山に獵す△是歲徳川家康藤原惺窓をして貞觀法要を講ぜしむ△始て小笠原島を檢す。

○大師北院不動院を兼帶す△二月秀吉花を吉野に賞す△三月秀吉高野山に詣づ△家康第八子松千代生る△始て千住大橋を架す。

○大師北院不動院を兼帶す△正月再び外征の師を起す△二月青蓮院尊朝法親王薨す△是月十三日大師北院不動院を兼帶す△六月秀吉園城寺を再建す△八月東山大佛殿を慶す△是月十三日前關白太政大臣豊臣秀吉薨す△江戸貝塚增上寺を芝に移す△十一月外征の將士還り家康見地大に震ふ△十一月二十七日改元。

○大師北院不動院を兼帶す△正月再び外征の師を起す△二月青蓮院尊朝法親王薨す△四月常胤法親王天台座主に補す△八月足利義昭薨す。

○大師北院不動院を兼帶す△六月秀吉園城寺を再建す△八月東山大佛殿を慶す△是月十三日前關白太政大臣豊臣秀吉薨す△江戸貝塚增上寺を芝に移す△十一月外征の將士還り家康見地大に震ふ△十一月二十七日改元。

○七月大師江戸神田築師堂に法を修し卷數を家康に獻ず△大師十二月十二日明星を觀んと吉の冥福を祈る△九月増上寺存應紫衣を聽さる△是歲秀忠第二女子々姫生る。

○大師北院不動院を兼帶す△閏三月大納言前田利家薨す△八月妙法院に萬僧供養を修し秀吉の冥福を祈る△九月増上寺存應紫衣を聽さる△是歲秀忠第二女子々姫生る。

○大師北院不動院を兼帶す△正月家康從一位に陞る△二月家康鶴ヶ岡八幡宮を造営す△家康光壽をして東本願寺を興さしむ△五月佐竹義宣の封を收め出羽秋田に轉封す△仍て通貨を整理す○羽米澤に封ぜらる△家康禁裡御料を整理す△佐渡生野金銀の出鑄多く仍て通貨を整理す○行長安國寺慧慶を誅す△和蘭諸尼利亞來つて互市を通す△十月三成三成兵を擧げて家康を襲ふ△九月家康西征して美濃關ヶ原に三成等を破る△十月三成

○大師北院不動院を兼帶す△三月秀忠從二位權大納言となる△七月上杉景勝家康に謝し出家康九郎本尊佛を増上寺に寄す△六月江戸富士見文庫を創む△十月家康の母傳通院逝く△小石川に葬る△十

成							
七 寅	六 丑	五 亥	四 巳	三 庚	二 酉	長 丁	四 申
八 七	九 辛	十 庚	十一 己	十二 戊	十三 丁	十四 丙	十五 乙
九 六	十 六	十一 六	十二 六	十三 六	十四 六	十五 六	十六 ○六
十 五	十一 六	十二 六	十三 六	十四 六	十五 六	十六 ○六	十七 ○六
十一 四	十二 六	十三 六	十四 六	十五 六	十六 ○六	十七 ○六	十八 ○六
十二 三	十三 六	十四 六	十五 六	十六 ○六	十七 ○六	十八 ○六	十九 ○六
十三 二	十四 六	十五 六	十六 ○六	十七 ○六	十八 ○六	十九 ○六	二十 ○六
十四 一	十五 六	十六 ○六	十七 ○六	十八 ○六	十九 ○六	二十 ○六	二十一 ○六

慈眼大師天海大僧正年表

師十一月を以て久下田新宗光寺を管す○十二月三昧流灌頂大阿闍梨位を遂ぐ△二月家

五	一	四	一	三	一	二	一	〇	一	九	八		
戌	庚	酉	己	申	戊	未	丁	午	丙	辰	卯		
五	七	四	七	三	七	二	七	一	七	六	六		
○大師教に應じて駿府に抵り始めて論議を開く○九月大師款狀を上りて天台法華會廣學堅義探題を請ふ勅して之に補す△正月家康駿府に金地院を興し崇傳を住せしむ△六月權僧正豪盛寂す△七月天皇存應に淨土宗戒を受け普光觀智國師の徽號を賜ふ。	○大師東塔南光坊に住す○十一月勅に應じて法を宮中に講ず○十二月大師權僧正に任ぜられ智樂院の號を賜ふ△正月豐臣秀賴大佛殿を再建す△三月澤庵宗彭大德寺に住す△七月肥前平戸に於て和蘭人に互市を許す△十月宮姫公卿を誦す公海の父花山院忠長之に坐す△家康高麗藏を増上寺に寄す	○大師長沼宗光寺に住す△三月秀忠二子忠長生る△江戸城を改築す△四月家康上洛△六月水谷勝俊卒△九月江戸城成る△三河大樹寺を勅願寺とし常紫衣を聽す△十一月家康江戸に歸る△十月秀忠女和子生る△十二月公海生る△駿府城炎上△承兌西笑寂す。	○大師長沼宗光寺に住す△正月家康江戸城を秀忠に譲り駿府城に老す△七月家康駿府に徒る△十月秀忠女和子生る△十二月公海生る△駿府城炎上△承兌西笑寂す。	○大師台命に應じて叡山に登り學徒を勧む○十二月梨本寂胤法親王に就き法曼流三部灌頂を受く○是月書を梶井宮坊官に送り極官を請ふ△正月崇傳以心駿府に召さる△三月駿府城成る△八月家康存應に淨土の血脉を受く△十一月増上寺を勅願寺とし常紫衣を聽す△十二月永樂錢の通用を禁ず	○大師長沼宗光寺に住す△四月家康上洛△六月水谷勝俊卒△九月江戸城成る△三河大樹寺を勅願寺とし常紫衣を聽す△十一月家康江戸に歸る△十月秀忠女和子生る△十二月公海生る△駿府城炎上△承兌西笑寂す。	○大師長沼宗光寺に住す△三月秀忠二子忠長生る△江戸城を改築す△四月家康上洛△六月水谷勝俊卒△九月江戸城成る△三河大樹寺を勅願寺とし常紫衣を聽す△十一月家康江戸に歸る△十月秀忠女和子生る△十二月公海生る△駿府城炎上△承兌西笑寂す。	○大師長沼宗光寺に住す△三月秀忠二子忠長生る△江戸城を改築す△四月家康上洛△六月水谷勝俊卒△九月江戸城成る△三河大樹寺を勅願寺とし常紫衣を聽す△十一月家康江戸に歸る△十月秀忠女和子生る△十二月公海生る△駿府城炎上△承兌西笑寂す。	○大師長沼宗光寺に住す△三月秀忠二子忠長生る△江戸城を改築す△四月家康上洛△六月水谷勝俊卒△九月江戸城成る△三河大樹寺を勅願寺とし常紫衣を聽す△十一月家康江戸に歸る△十月秀忠女和子生る△十二月公海生る△駿府城炎上△承兌西笑寂す。	○大師長沼宗光寺に住す△三月秀忠二子忠長生る△江戸城を改築す△四月家康上洛△六月水谷勝俊卒△九月江戸城成る△三河大樹寺を勅願寺とし常紫衣を聽す△十一月家康江戸に歸る△十月秀忠女和子生る△十二月公海生る△駿府城炎上△承兌西笑寂す。	○大師長沼宗光寺に住す△三月秀忠二子忠長生る△江戸城を改築す△四月家康上洛△六月水谷勝俊卒△九月江戸城成る△三河大樹寺を勅願寺とし常紫衣を聽す△十一月家康江戸に歸る△十月秀忠女和子生る△十二月公海生る△駿府城炎上△承兌西笑寂す。	○大師長沼宗光寺に住す△三月秀忠二子忠長生る△江戸城を改築す△四月家康上洛△六月水谷勝俊卒△九月江戸城成る△三河大樹寺を勅願寺とし常紫衣を聽す△十一月家康江戸に歸る△十月秀忠女和子生る△十二月公海生る△駿府城炎上△承兌西笑寂す。		
一〇二 九三 六三 五七	一〇二 九一 八一 七三	一〇二 九二 六八 五六	一〇二 九〇 六二 五六	一〇一 九一 八九 七九	一〇一 九〇 八九 七九	六七 六一 五六	六九 六〇 五四	八九 八八 七八 七九 七〇六	九九 九八 八九 八七 七九 七六 七五 七四	八四 八八 八九 八六 七九 七六 七五 七四	八三 八五 八六 八六 七九 七六 七五 七四	八六 五五 五六 五七 五一 五七 五七 五七	九五 九四 九三 九二 九一 九〇 九九

成	後	水	九	和元
七〇	六四	一	一	尾
一〇三	一〇ニ	一〇一	一〇〇	
九四	九二	八二	七四	
九五	九三	八三	七五	
一〇四	一〇三	一〇ニ	一〇一	
七一	六五	五九		
九六	九四	八四		
一〇五	一〇四	七六		
七二	六六	六〇		
一〇六	一〇五	七七		
九七	九五	八五		
一〇六	一〇五	一二〇		
七三	六七	六一		
一〇七	一〇六	一二〇		
九八	九六	八六		
一〇七	一〇六	一二〇		
七四	六八	六二		

慈眼大師天海大僧正年表

慈眼大師天海大僧正年表

五	四	三	二	一	亥	戌
辰 戊	卯 丁	寅 丙	丑 乙	子 甲	亥 癸	戌 壬
三 九	二 九	一 九	○ 九	九 八	八 八	七 八
日光山妙道院を慶す△六月皇儲高仁親王薨す○九月第二皇子降誕次て薨す	●四月東叡山常行法華二堂成る大師之を慶賀す。	○夏大師藤堂高虎と議り台命を奉じて上野に東照権現の祠を營む○八月上洛、宮中に論議門室となし智樂院を嗣がしむ○十一月穴太流の灌頂を途げ東叡山を以て諸密兼學の地となる△六月秀忠、八月家光上洛○九月車駕二條第に幸し蹕を駐むる五日△是月秀忠太政大臣に叙し高仁親王と稱す。	○二月大師東叡山の建立を祝す△八月増上寺廓山寂す△十一月中宮皇女降誕△局阿福麟祥院を創る。○二月大師江戸に歸錫す秀忠宴を花園に設けて厚饗す○秀忠御殿山の別館井に銀五萬兩を寄せ△八月甲斐忠長に駿遠二州を加封す△十一月和子中宮に冊立す。	○春大師江戸に歸錫す秀忠宴を花園に設けて厚饗す○秀忠御殿山の別館井に銀五萬兩を寄せ△八月甲斐忠長に駿遠二州を加封す△十一月和子中宮に冊立す。	○六月大師、公海を薙染す○七月上洛○八月中和門院落飾の戒師を奉ず○九月紀州和歌浦法親王に書を寄せて將來東叡山に皇子奉戴の希望を陳ぶ○是月名古屋に疾も秀忠官醫を派して診療せしむ△六月秀忠上洛將軍を辭す△七月家光將軍に拜す。	○六月大師、公海を薙染す○七月上洛○八月中和門院落飾の戒師を奉ず○九月紀州和歌浦法親王に書を寄せて將來東叡山に皇子奉戴の希望を陳ぶ○是月名古屋に疾も秀忠官醫を派して診療せしむ△六月秀忠上洛將軍を辭す△七月家光將軍に拜す。
大師之を供養す○同十八日寂胤法親王塔中に密灌を修す靈雨の瑞あり○同廿六日大師宸筆の大師之を供養す○同廿九日御製あり雲間初音を漏らす家光深感非常の大赦を行ふ○是月光山東照大權現第十三回神忌を日光山に執行す天皇宸筆の御經法華廿八品の和歌を賜ふ	●四月東叡山東照大權現の神祠成る。九月勅會を以て正遷宮を行ふ大師之が導師たり○十	二月東叡山常行法華二堂成る大師之を慶賀す。	八四	二二七	二二六	二二五
八七	二二〇 一一九	二二〇 一二九	八六	二二八 一二七	二二九 二一七	二二〇 二一四
八一	二二一 一〇九	二二〇 一〇八	八〇	二二九 一〇七	二二九 一〇六	二二〇 二一三
七五	二二九 九九	二二九 九八	七四	二二七 七九	二二七 七三	二二九 二二三
九一	二二九 九一	二二九 九〇	九〇	二二九 九一	二二九 九〇	二二九 二二二

慈眼大師天海大僧正年表

一六

明						尾水後
一	○	一	九	八	七	六
戌 甲		西 癸	申 壬	未 辛	午 庚	巳 己
九 九		八 九	七 九	六 九	五 九	四 九
●正月秀忠死に瀕み紅葉山に賽せんとす重臣太だ艱む大師對機喻を設けて之を諫止す○四月東照大權現第是哀十月初同師命を奉じて秀忠を衡岳院と追號す道春永喜異な立て互に激論す○七月松平忠利等の爲に解恕の爲に力高贈むる△正月忠長を甲府に幽す△十一月義直聖堂を上野に興す△十二月忠長を高崎に自裁す。	●二月身延の僧池上の僧と不受不施を争ひ酒井忠世の亭に對論せしむ大師之を判して池上寺の單傳東源を窺す大師崇傳と争つて寛刑を主張し之を容らる△五月天皇麻疹を病む御心を尊んで皇太后宮と爲し東福門院と稱す	●六月秀忠病篤し大師命に應じて儀盛光の法を修す成らず○九月大師日光山に病む○十一月富永重師の爲に裏を乞ふ救さる○十二月忠長の爲に勸氣を宥めんことを乞ふ許されず○月明正天皇位に即く△是歲耶蘇教典の舶齋を禁す	●二月身延の僧池上の僧と不受不施を争ひ酒井忠世の亭に對論せしむ大師之を判して池上寺の單傳東源を窺す大師崇傳と争つて寛刑を主張し之を容らる△五月天皇麻疹を病む御心を尊んで皇太后宮と爲し東福門院と稱す	●二月身延の僧池上の僧と不受不施を争ひ酒井忠世の亭に對論せしむ大師之を判して池上寺の單傳東源を窺す大師崇傳と争つて寛刑を主張し之を容らる△五月天皇麻疹を病む御心を尊んで皇太后宮と爲し東福門院と稱す	●二月身延の僧池上の僧と不受不施を争ひ酒井忠世の亭に對論せしむ大師之を判して池上寺の單傳東源を窺す大師崇傳と争つて寛刑を主張し之を容らる△五月天皇麻疹を病む御心を尊んで皇太后宮と爲し東福門院と稱す	●二月身延の僧池上の僧と不受不施を争ひ酒井忠世の亭に對論せしむ大師之を判して池上寺の單傳東源を窺す大師崇傳と争つて寛刑を主張し之を容らる△五月天皇麻疹を病む御心を尊んで皇太后宮と爲し東福門院と稱す
●正月大師大將軍身の神像を造り喜多院東照廟の神體と爲す○三月家光東照山に臨み歸途先聖殿に詣て尚書を聽く大師之に陪す○八月二の丸東照廟成る大師遷宮の事を執る△正月を過ぎ延暦寺諸堂の復舊に著手す○酒井忠世の爲に救護す△閏七月院第三皇子降誕素鷲宮と稱す△八月家光京奈良大阪堺の市民に徳政を布く▲九月家光日光に詣づ。	●六月上洛東阪本に東照廟を創む○閏七月東阪本東照廟の神體と爲す○三月家光東照山に臨み歸途先聖殿に詣て尚書を聽く大師之に陪す○八月二の丸東照廟成る大師遷宮の事を執る△正月を過ぎ延暦寺諸堂の復舊に著手す○酒井忠世の爲に救護す△閏七月院第三皇子降誕素鷲宮と稱す△八月家光京奈良大阪堺の市民に徳政を布く▲九月家光日光に詣づ。	●正月大師大將軍身の神像を造り喜多院東照廟の神體と爲す○三月家光東照山に臨み歸途先聖殿に詣て尚書を聽く大師之に陪す○八月二の丸東照廟成る大師遷宮の事を執る△正月を過ぎ延暦寺諸堂の復舊に著手す○酒井忠世の爲に救護す△閏七月院第三皇子降誕素鷲宮と稱す△八月家光京奈良大阪堺の市民に徳政を布く▲九月家光日光に詣づ。	●正月大師大將軍身の神像を造り喜多院東照廟の神體と爲す○三月家光東照山に臨み歸途先聖殿に詣て尚書を聽く大師之に陪す○八月二の丸東照廟成る大師遷宮の事を執る△正月を過ぎ延暦寺諸堂の復舊に著手す○酒井忠世の爲に救護す△閏七月院第三皇子降誕素鷲宮と稱す△八月家光京奈良大阪堺の市民に徳政を布く▲九月家光日光に詣づ。	●正月大師大將軍身の神像を造り喜多院東照廟の神體と爲す○三月家光東照山に臨み歸途先聖殿に詣て尚書を聽く大師之に陪す○八月二の丸東照廟成る大師遷宮の事を執る△正月を過ぎ延暦寺諸堂の復舊に著手す○酒井忠世の爲に救護す△閏七月院第三皇子降誕素鷲宮と稱す△八月家光京奈良大阪堺の市民に徳政を布く▲九月家光日光に詣づ。	●正月大師大將軍身の神像を造り喜多院東照廟の神體と爲す○三月家光東照山に臨み歸途先聖殿に詣て尚書を聽く大師之に陪す○八月二の丸東照廟成る大師遷宮の事を執る△正月を過ぎ延暦寺諸堂の復舊に著手す○酒井忠世の爲に救護す△閏七月院第三皇子降誕素鷲宮と稱す△八月家光京奈良大阪堺の市民に徳政を布く▲九月家光日光に詣づ。	●正月大師大將軍身の神像を造り喜多院東照廟の神體と爲す○三月家光東照山に臨み歸途先聖殿に詣て尚書を聽く大師之に陪す○八月二の丸東照廟成る大師遷宮の事を執る△正月を過ぎ延暦寺諸堂の復舊に著手す○酒井忠世の爲に救護す△閏七月院第三皇子降誕素鷲宮と稱す△八月家光京奈良大阪堺の市民に徳政を布く▲九月家光日光に詣づ。

正					
七 一 辰	六 一 卯	五 一 巳	四 一 寅	三 一 午	二 一 亥
○正月家光大師の坊に臨む○四月大師縁起に奥書して家光に捧ぐ家光奉持して日光神廟に納む○是月東照大權現第二十五回神忌を修す○大師奏請して公海を一身阿闍梨と爲す○六月日光山勅會大祭の終了を祝し大師に猿樂を觀せしむ○七月仙波喜多院を慶す○秋家光大師の高壽を憂ひ官醫四名を常侍せしむ△四月江戸本城成る△七月堯然法親王天台座主に補す△十一月根本中堂を慶す。	○正月家光大師の坊に臨む○四月大師縁起に奥書して家光に捧ぐ家光奉持して日光神廟に納む○是月東照大權現第二十五回神忌を修す○大師奏請して公海を一身阿闍梨と爲す○六月日光山勅會大祭の終了を祝し大師に猿樂を觀せしむ○七月仙波喜多院を慶す○秋家光大師の高壽を憂ひ官醫四名を常侍せしむ△四月江戸本城成る△七月堯然法親王天台座主に補す△十一月根本中堂を慶す。	○正月家光大師の坊に臨む○四月大師縁起に奥書して家光に捧ぐ家光奉持して日光神廟に納む○是月東照大權現第二十五回神忌を修す○大師奏請して公海を一身阿闍梨と爲す○六月日光山勅會大祭の終了を祝し大師に猿樂を觀せしむ○七月仙波喜多院を慶す○秋家光大師の高壽を憂ひ官醫四名を常侍せしむ△四月江戸本城成る△七月堯然法親王天台座主に補す△十一月根本中堂を慶す。	○正月家光大師の坊に臨む○四月大師縁起に奥書して家光に捧ぐ家光奉持して日光神廟に納む○是月東照大權現第二十五回神忌を修す○大師奏請して公海を一身阿闍梨と爲す○六月日光山勅會大祭の終了を祝し大師に猿樂を觀せしむ○七月仙波喜多院を慶す○秋家光大師の高壽を憂ひ官醫四名を常侍せしむ△四月江戸本城成る△七月堯然法親王天台座主に補す△十一月根本中堂を慶す。	○正月家光大師の坊に臨む○四月大師縁起に奥書して家光に捧ぐ家光奉持して日光神廟に納む○是月東照大權現第二十五回神忌を修す○大師奏請して公海を一身阿闍梨と爲す○六月日光山勅會大祭の終了を祝し大師に猿樂を觀せしむ○七月仙波喜多院を慶す○秋家光大師の高壽を憂ひ官醫四名を常侍せしむ△四月江戸本城成る△七月堯然法親王天台座主に補す△十一月根本中堂を慶す。	○正月家光大師の坊に臨む○四月大師縁起に奥書して家光に捧ぐ家光奉持して日光神廟に納む○是月東照大權現第二十五回神忌を修す○大師奏請して公海を一身阿闍梨と爲す○六月日光山勅會大祭の終了を祝し大師に猿樂を觀せしむ○七月仙波喜多院を慶す○秋家光大師の高壽を憂ひ官醫四名を常侍せしむ△四月江戸本城成る△七月堯然法親王天台座主に補す△十一月根本中堂を慶す。
一 三 二 一 二 九	一 三 二 一 二 九	一 三 二 一 二 九	一 三 二 一 二 九	一 三 二 一 二 九	一 三 二 一 二 九
九 九 九 三 八 七	九 八 九 二 八 六	九 九 九 一 八 五	九 九 九 一 八 四	九 九 九 一 八 三	九 九 九 一 八 二

慈眼大師天海大僧正年表

一七

慈眼大師天海大僧正年表

慈眼大師略年表畢

慈眼大師天海大僧正年表

一九

發行所

(明治二十九年六月設立)

振替 東京五〇一〇番

電本一〇三六、四一三〇番

東京 合資富山房



著者 須藤光暉

定價金貳圓貳拾錢

刷

大正五年九月二十一日印

大僧正天海奥付

大正五年九月二十四日發行

發行者

東京市神田區裏神保町九番地
同所合資會社富山房社長

代表者

坂本嘉治馬

印刷者

東京市芝區愛宕町三丁目二番地
笠間音次

印刷所

東洋印刷株式會社

惠日能消除。手把百八珠。忽念起三千。引三種世間。蓋覆盡扶桑。升三十三天。呼佗是阿疇。觀懶大僧正。寬永二十癸未小春初二日。澤庵老拙燒香以書焉。

衆罪如霜露。胸通一線路。十界疊互具。攝一中道趣。放德聲四驚。降法雨普澍。人世誰再遇。天台中興祖。

纂編御學大教佛

彙辭大教佛

冊四共引索•萬三約目項•頁百五千四數紙總

個百五千一枚十五トーレブ

(行發月一十年本卷二第)



第一卷

紙數一千四百八頁○挿畫原色版
二頁大二枚地圖二枚コロタイプ
一枚寫眞版四枚カツト五百幅

324
512

終

